

免許番号 共第134号

漁場の位置 南あわじ市阿那賀地先

漁場の区域 次の点のうちA、ア、イ、ウ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

A 最大高潮時海岸線における南あわじ市津井・阿那賀西路界

(北緯34度19.02分、東経134度40.44分)

B 南あわじ市丸山崎西端

(北緯34度17.60分、東経134度39.26分)

C 南あわじ市門崎北横瀬

(北緯34度14.57分、東経134度39.57分)

D 南あわじ市門崎西端

(北緯34度14.46分、東経134度39.50分)

E 徳島県鳴門市孫崎北端

(北緯34度14.37分、東経134度38.63分)

ア Aから317度1,000メートルの点

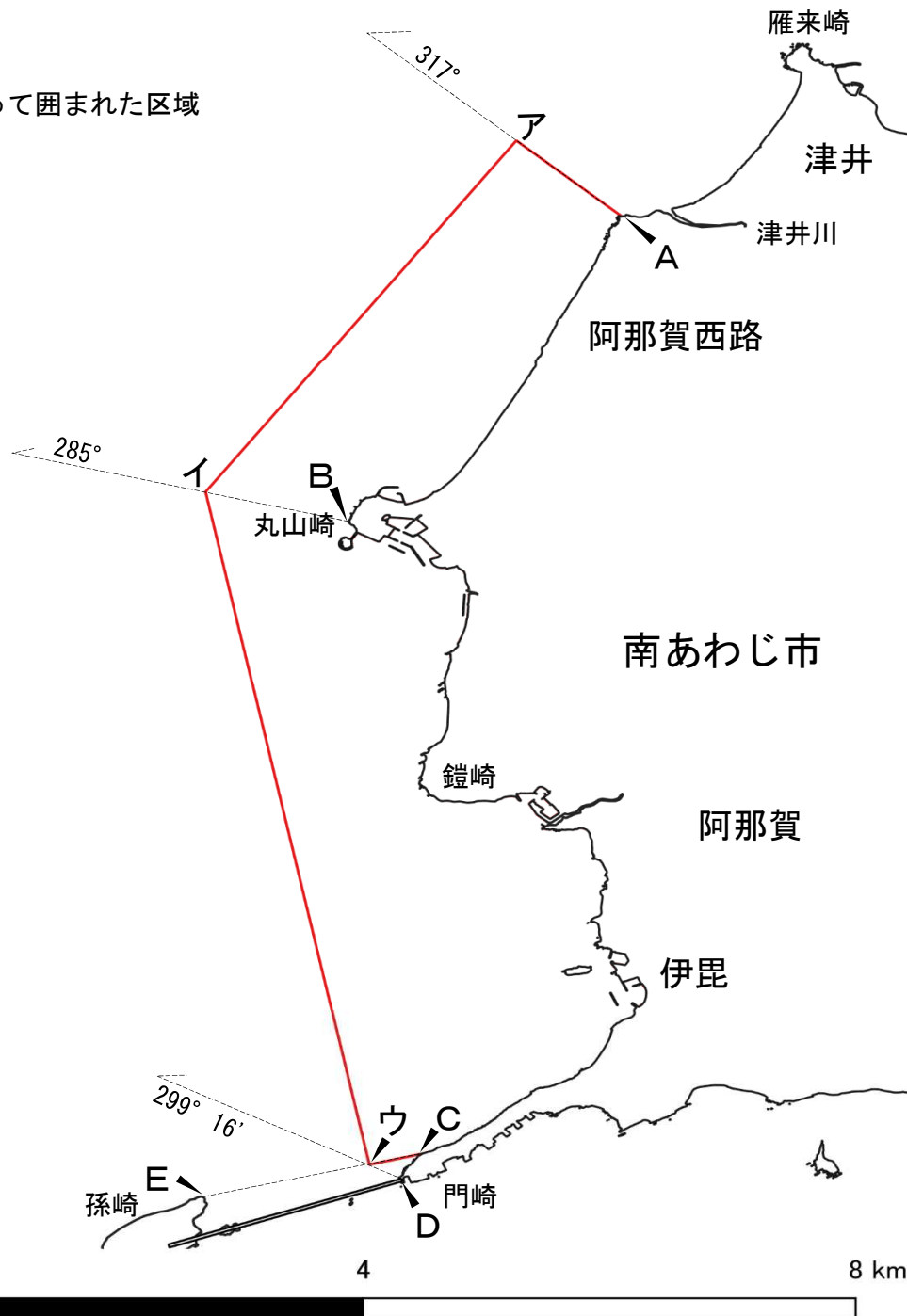
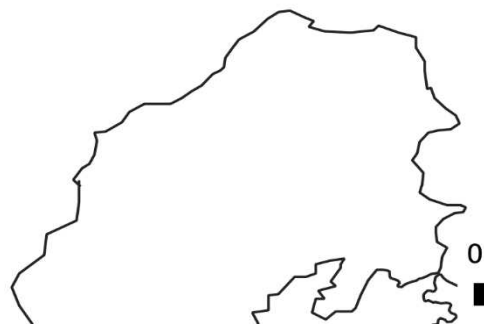
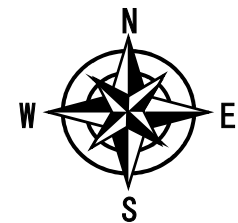
(北緯34度19.41分、東経134度39.99分)

イ Bから285度1,000メートルの点

(北緯34度17.74分、東経134度38.63分)

ウ CとEを結んだ線とDから299度16分の線との交点

(北緯34度14.53分、東経134度39.35分)



令和5年9月1日 免許

共第134号

表示 番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期	漁業の種類	主な漁獲物	漁業時期	制限又は条件			
1	1	もずく漁業		1月1日から 7月31日まで	1	たこ漁業		1月1日から12月31日 まで	潜水器を用いて水産動植物 を採捕するときは、別に知事 の許可を受けなければならない。		
	1	わかめ漁業		2月1日から7月31日 まで	1	えむし漁業		1月1日から12月31日 まで			
	1	ひじき漁業		11月1日から 6月30日まで	2	いそ刺網漁業		1月1日から12月31日 まで			
	1	いぎす漁業		5月1日から 9月30日まで	2	ます網漁業		1月1日から12月31日 まで			
	1	ふのり漁業		1月1日から 6月30日まで	2	雑魚かご網漁業		1月1日から12月31日 まで			
	1	てんぐさ漁業		1月1日から12月31日 まで	3	地びき網漁業		1月1日から12月31日 まで			
	1	いがい漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	かき漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	あさり漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	あわび漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	とこぶし漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	さざえ漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	いせえび漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	うに漁業		1月1日から12月31日 まで							
1	なまこ漁業		1月1日から12月31日 まで								
海 区	兵庫県瀬戸内海海区			免許番号	共第134号			摘 要			

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	南あわじ市阿那賀1463-6 南あわじ漁業協同組 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		